

鴨川市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第3号

鴨川市水道事業会計規程の一部を改正する規程

鴨川市水道事業会計規程（平成17年鴨川市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条中「法第33条の2」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2」に改める。

別表第1勘定科目表収益勘定の表中「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改め、同表勘定科目表資本勘定の表中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「法」に改め、「。以下「施行令」という。」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。